

別表第5（第11条関係）

区分		単位	金額
行商、募金その他これらに類する行為を すること		1人につき1日	110円
		1平方メートルにつ き1日	110円
業として写真の撮影 を行う場合	常時	写真機1台につき1 月	3,850円
	臨時	写真機1台につき1 日	385円
業として行う映画等 の撮影	開庁日（富里市の 休日を定める条 例（平成元年条例 第20号）第1条第 1項各号に規定 する日以外の日 をいう。以下同 じ。）	1日1件（6時間以 内）につき	20,000円
		1日1件（6時間を超 える場合）につき	30,000円
	開庁日以外の日	1日1件（6時間以 内）につき	30,000円
		1日1件（6時間を超 える場合）につき	45,000円
興行		1平方メートルにつ き1日	55円
競技会、展示会、博覧会その他これらに 類する催しをすること		1平方メートルにつ き1日	5.5円

## 備考

- 1 使用面積が1平方メートル未満のもの、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルにそれぞれ切り上げるものとする。
- 2 使用料が月額で定められているものについては、使用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月にそれぞれ切り上げるものとする。
- 3 使用料が面積を単位として定められているものについては、使用の総面積に日数を乗じたものを1件とする。
- 4 使用料の徴収額が1件50円未満の場合は、50円とする。